

2. 協議会の設置趣旨等

町田市廃棄物最終処分場

周辺環境保全協議会

2009年6月29日

用語

➤ 閉鎖とは

最終処分場がそれ以上埋立てることができなくなると廃棄物の受入を終了し、廃棄物の飛散、悪臭の発生、雨水の浸入を防ぐために厚さ50cm以上の土砂等によって開口部を覆う措置をいう。

ただし、閉鎖しても浸出水処理施設などの維持管理は継続が必要。

➤ 廃止とは

閉鎖後、廃掃法上の最終処分場としての規制を行う必要がない状態をいい、浸出水処理施設などの維持管理も必要がなくなる。

➤ 旧埋立地とは

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場の技術上の基準を定める命令（共同命令）（総理府・厚生省令）」（昭和52年）以前に設置された「ゴミ埋立地」であり、共同命令で定められた構造基準等の対象外であり、当時は、最終処分場設置の届出制度もなかった。

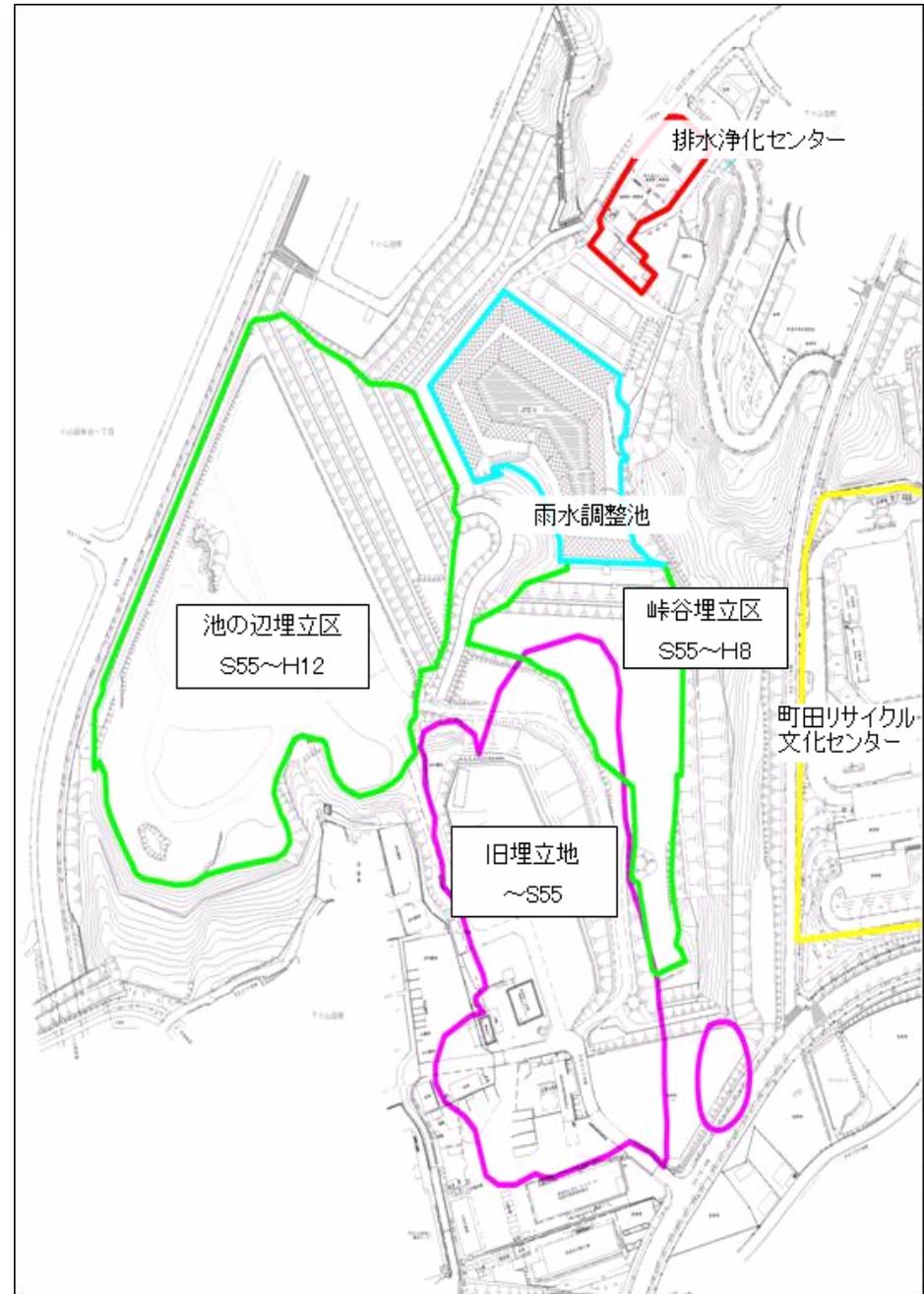
➤ モニタリングとは

処分場及び周辺地域に及ぼす影響について測定し、監視することをいう。

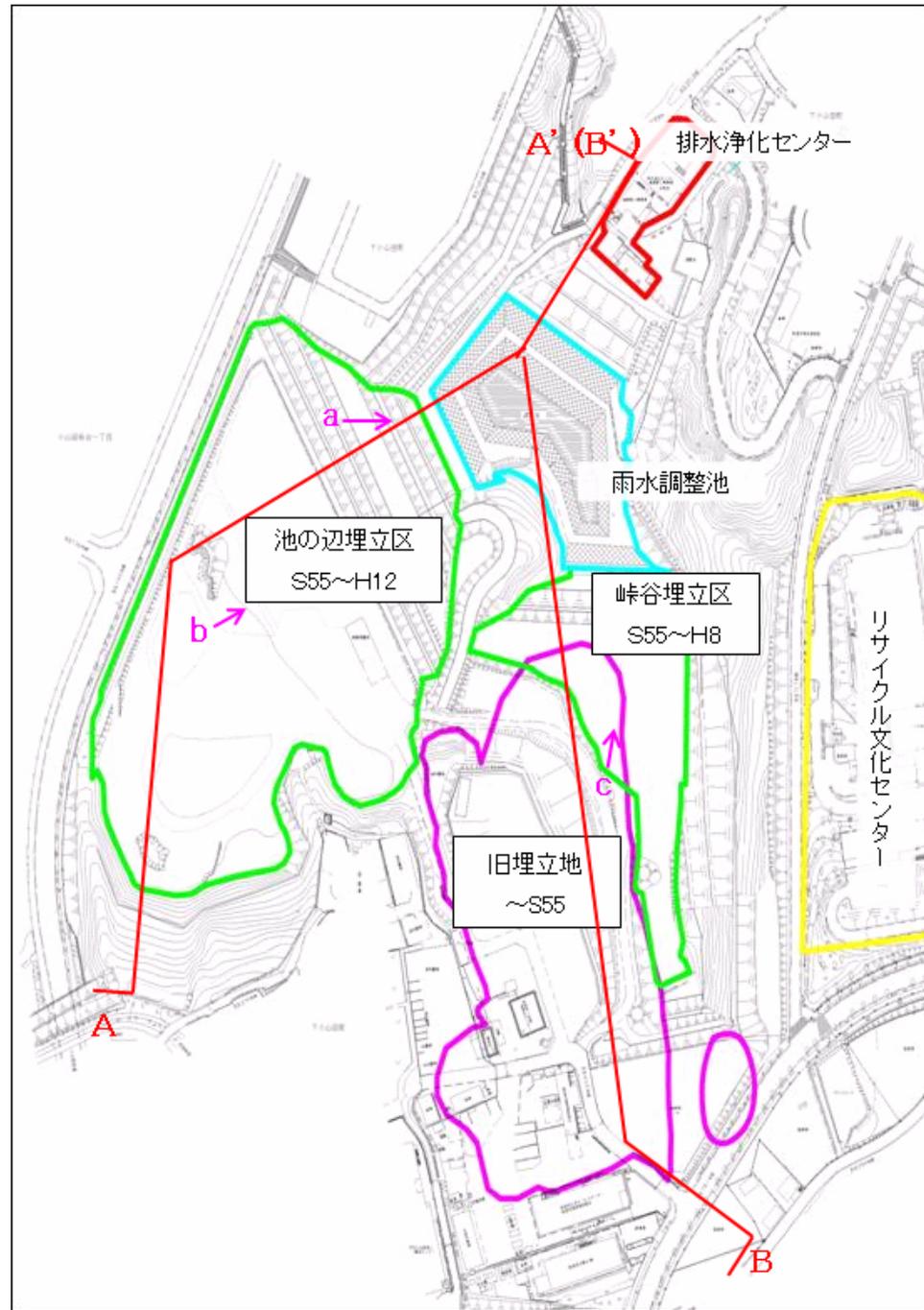
町田市廃棄物最終処分場の経緯等

- 昭和30年代から昭和55年まで(旧埋立地)
- 昭和55年から平成15年(池の辺埋立区、峠谷埋立区)
- 池の辺埋立区は99.9%埋立て
- 峠谷埋立区は66.0%埋立て
- 全体容量に対して9割弱で平成15年度に埋め立てを中止(埋め立てた廃棄物は、焼却灰(コンクリート固化灰)が約6割、焼却残渣が約2割を占める)
- 2007年7月「町田市廃棄物最終処分場閉鎖等検討委員会」設置、2009年3月終了
- 2009～2010年度で当該最終処分場の廃止に向けた、閉鎖のための工事(一部)を行う
- 2009年度からモニタリングを充実、評価し公表する
- 「町田市廃棄物最終処分場周辺環境保全協議会」設置

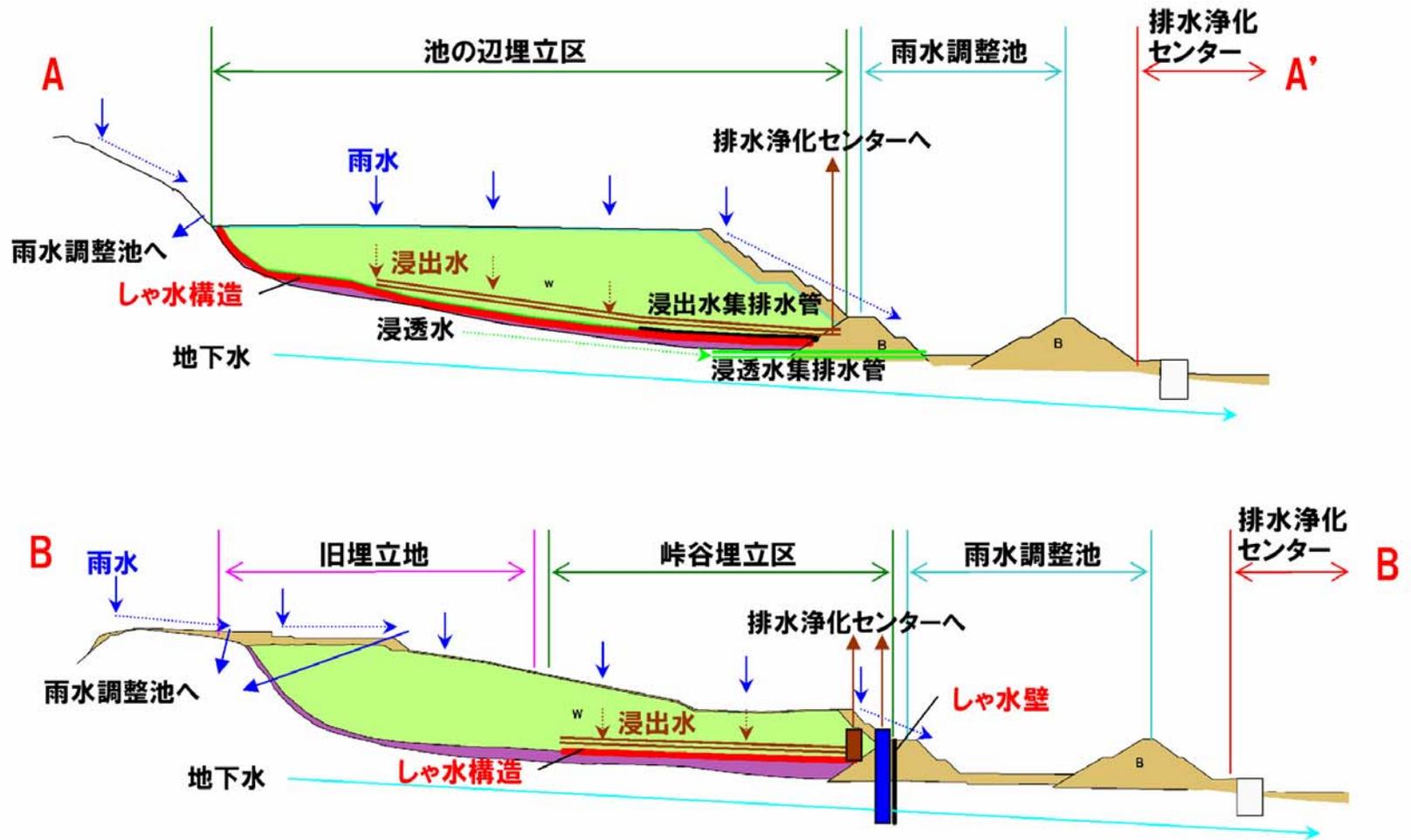
町田市廃棄物最終処分場 埋立区域



処分場の構造 (断面の位置)



処分場の構造（概念図）



町田市廃棄物最終処分場閉鎖等検討委員会

➤ 目的

町田市廃棄物最終処分場の閉鎖及び廃止に当たり、周辺環境に汚染等をもたらすことなく、安全に閉鎖し、及び廃止するための検討を行うことを目的として設置。

➤ 第1回(2007年7月)～

第10回(2009年2月)

➤ 報告書・住民報告会

(2009年3月)

➤ 安全な閉鎖及び廃止に向けた検討委員会の提案



町田市廃棄物最終処分場 周辺環境保全協議会

➤ 目的

町田市廃棄物最終処分場を適正に閉鎖し、及び廃止するに当たり、周辺環境の保全に関し、市民との緊密な連携のもとに協議するために設置。

➤ 協議会は、次に掲げる事項について協議する

- (1) モニタリングの結果に係る評価に関すること
- (2) モニタリングの結果に異常があった場合における対応に関すること
- (3) モニタリング計画に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項